

学校選択制 事務の手引き

(WG 改正版)

目次

1	学校選択制について	P . 1
2	全体スケジュール	P . 3
3	保護者等並びに学校への事前周知等について	P . 5
4	学校案内の作成	P . 6
5	入学予定者数の算出	P . 12
6	受入可能人数の算定	P . 16
7	学校案内・希望調査票の送付、希望調査票の提出	P . 24
8	希望調査の結果通知・公表	P . 26
9	希望変更の受付	P . 26
10	抽選通知・公表	P . 27
11	抽選の実施、抽選の結果通知・公表	P . 28
12	就学通知	P . 29
13	補欠登録者の繰り上げ	P . 30
14	辞退の取扱い	P . 32
15	転入者の受入れ	P . 33
16	受入抑制の検討について	P . 38

1 6 受入抑制の検討について

就学制度の適正運用ワーキンググループによる検討(令和6年度)

平成24年度に学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする就学制度の改善を行った。各区が定める学校選択制の方針に基づく就学制度として定着してきているが、制度の導入から年数が経過していることから、導入時の「熟議」や「就学制度の改善」において期待されていたメリットや懸念されていた課題等について現状を共有するとともに、就学制度の適正な運用や改善について協議するため、区長会議こども・教育部会及び区担当教育次長会議実務部会に、就学制度の適正運用ワーキンググループを設置し、就学制度の適正な運用について議論した。

「学校選択制における検証報告書」において学校選択制自体は引き続き実施するものと判断されていることを前提に、在校生の教育環境の保障のため、過大規模校等について、選択制による通学区域以外からの児童生徒の受入人数の抑制について次のとおり検討を行った。

[関係法令]

○大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則

第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、区長がこれを補助執行する。

(1) 区内の学校教育に関すること

(3) その他区内の教育事務に関すること

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(2) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）児童及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）生徒の就学に関すること

(3) 別に定める方針に基く小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

○大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則

第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。

2 学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件（以下「学校選択制の方針」という。）については、あらかじめ区担当教育次長が作成した学校選択制の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。

第5条 前条第1項の規定により学校選択制を実施する区においては、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、区長が別に定める学校（以下「選択可能校」という。）のうちから、学校選択することができる。

第8条

3 区長は、就学予定者の保護者が学校選択する学校（施設一体型小中一貫校を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、当該学校を就学校として指定することができる。この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、前項ただし書に規定する抽選に優先して次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

(1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合

(2) 兄又は姉（第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。）が在学する場合

(3) 学校選択する中学校が、現に在学する小学校と同一の通学区域を含む場合。ただし、第13条第

1 号、第 4 号から第 10 号まで及び第 12 号から第 15 号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。

第 10 条 区長は、前条第 3 項の落選者について、別に定める日まで学校毎に補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。ただし、補欠として登録された者（以下「補欠登録者」という。）が、その登録を辞退した場合、第 13 条及び第 15 条に規定する指定校変更を受けた場合又は就学校として特別支援学校に指定を受けた場合には、当該補欠登録者の補欠としての登録を削除する。

3 区長は、補欠の繰り上げが可能となった場合は、補欠登録者に対し、補欠の順位の上位者から順に、前条第 3 項の規定により就学校として指定されている学校又は補欠として登録されている学校のいずれに就学を希望するかについて、意見を聴取するものとする。

確認ポイント

- ・ これまでは、学校選択制の選択校として募集を実施するものの、募集時に1学級増しない、余裕人数に幅を持たせる、受け入れ可能人数を若干名とするなどにより、受け入れ人数を調整していた。
- ・ 今回実施する受入抑制は「学校選択制の選択校から除外し、募集を実施しない。つまり、通学区域に居住する児童生徒のみがその学校に就学することができる。」また、「抑制した学校から他校に就学が確定した児童生徒分の空き枠についても繰り上げを実施しないこと」をその内容とするものである。

(1) 区長（区教育担当次長）の権限について

○ 区長（区教育担当次長）権限により実施または変更ができるもの

ア) 就学に関すること

イ) 通学区域に関すること

- ・ 「就学に関すること」、「通学区域の設定及び変更に関すること」については、教育委員会から区長に委任(委任規則第3条第3号)されており、区長権限により実施、変更できる。

ウ) 学校選択制の実施について（就学規則4条、5条、7条、10条）

- ・ 学校選択制の実施の有無、実施する場合の手続き、要件について区担当教育次長が作成する「学校選択制の方針案」をもとに、教育委員会の議決により決定することと規定されている（就学規則4条）。
- ・ 各区において設定した方針(条件)を変更する場合は、変更の方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経ることが必要である。
- ・ 区教育担当次長として実施する具体的内容は下記のとおり。
 - ①学校選択制における類型(ブロック選択、隣接区域選択、自由選択)の設定、変更(就学規則第4条第2項)
 - ②選択可能校の設定、変更(就学規則第5条)
 - ③学校選択制における優先事項(通学距離、兄弟の在学、進学中学校)の設定・変更(就学規則第8条第3項)
 - ④学校選択制による抽選を行った場合における落選者の補欠登録（就学規則第10条）
補欠の繰り上げが可能となった場合の補欠繰り上げ。

(2) 受入抑制の検討について

- ・ 過大規模校や大規模校への対応については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）に基づいて行っている。
- ・ また、学校選択制を実施するにあたり、区担当教育次長が受入人数の抑制を行うことは、現行制度上も可能であるが、受入抑制に当たっての検討方法や実施までの手続き等について明確にしたものがなかったことから、次の通り整理するものである。(a～gまでの流れに沿って、各区担当教育次長が受入抑制の検討を行う。)

a. 学校状況の確認(10月1日 参考基準日)

6月に送付する、受入可能人数試算表により児童生徒数や学級数、教室数の確認を行い、検討が必要な学校をピックアップする。

ピックアップした学校について、受入抑制の検討を進める学校については、学事課を通じて施設整備課が作成している児童生徒推計を入手し、これを基に将来の学校状況を把握すること。

また、必要に応じて学校の視察や、学校長等から学校状況の聞き取り調査を行う。

b. 対象校の確認(※フローチャート P45)

aでピックアップされた学校について、受入抑制の具体的検討を始めることができるかどうかについて、次の手順により確認する。(内容をフローチャートで見える化)。

※フローチャートで「受け入れ抑制の具体的検討を始めることができる」となったとしても、必ず受入抑制しなければならないものではない。

ア) 25学級以上の大規模の学校。

イ) 25学級以上の大規模校の場合、①～④の課題が一つ以上発生しているか確認する。また、アに該当しない場合において、①～④の課題が複数発生しているか確認する。

①将来推計により過大規模校または大規模校になる見込みがある

施設整備課が作成する将来推計において、1学級増とすることで、3年後までに31学級以上の過大規模校になる見込みの学校である。または、1学級増とすることで、3年後までに25学級以上の大規模校になる見込みの学校である。

②教室(普通教室)不足である

学校選択制実施における1学級増するための普通教室が、不足している。または、将来推計から、3年後までに教室不足となることが見込まれている。

③運動場狭隘

運動場面積が国の学校設置基準の半分以下の学校で運動場が狭隘である。

運動場面積の学校設置基準

小学校：目安は概ね児童一人当たり 10 m²

240人以下 2400 m²・241～720人 2400+10(児童数-240) m²

721人以上 7200 m²

中学校：目安は概ね 1200 m²+生徒一人当たり 10 m²

240人以下 3600 m²・241～720人 3600+10(生徒数-240) m²・

721人以上 8400 m²

④施設の増改築ができない

学校施設に空きがなく、普通教室の増改築ができない。または、近隣に活用できる場所がなく、学校の増改築ができない。

ウ) 学校運営に影響が発生しているか確認する。アの要件を満たさない場合やイの要件を満たさない場合は、①②のいずれの要件も満たす事。

なお、在籍児童生徒の学習環境に影響があることについては、区単独で判断が困難なことから、区は学校状況を現地で確認するなどし、①と②の内容について学校長からの意見書等を求めることとする。

①特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境

に影響がある。

本来学習に必要な理科室、音楽室、美術室、調理室、図工室などの特別教室を、普通教室にすでに転用している。または、施設整備課が作成する将来推計において、児童生徒が増加し、転用しなければ受入が出来ない状況にあり、在籍児童生徒の学習環境に影響がある。

②学校実情や地域実情に応じた、学校運営上の課題がある。

(課題の例)

- ・ 年度途中の転入等により、各学年において学級変更の検討をする必要が生じている。
- ・ 運動場が狭隘なため休憩時間の使用を学年で分けているなど、教育活動に支障が生じている。

など

c. 学校選択制における受入抑制にあたっての検討

受入抑制を検討するにあたり、通学区域の変更により適正な規模にできないか、学校選択制の類型見直しにより、児童生徒の受入範囲を変更できないかなどについて検討する。基準日時点の情報を収集し、学校の状況を把握、検討した上で、区担当教育次長が、対象の学校、抑制実施の開始時期、抑制する期間、抑制の理由、受入再開の基準、その他の制度見直し等について案(受入抑制案)を作成する。

作成した受入抑制案について、抑制対象とした学校の施設などを利用して、地域や在学生の保護者向けに学校の課題とそれに対する対応の説明、意見交換を行う。※ただし事前説明等は各区の実情に応じて行うものであり、必須のものではない。

d. 受入抑制にかかる「学校選択制の方針(一部修正)案」の作成

各区における「就学制度の改善(学校選択制の方針)」を用いて案を作成する。

対象の学校、抑制実施の開始時期、抑制する期間、抑制の理由、その他制度の見直し案作成。

確認ポイント

受入抑制の実施は、当該学校の状況のほか、通学区域内の集合住宅の建設予定、区内の小中学校の状況、地域の要望等、様々な状況を踏まえた総合的な検討、判断が必要となることから、その期間設定の考え方を、本手引きにおいて一律に提示することはふさわしくないと考えられるが、「学校選択制における検証報告書」において学校選択制は継続して実施することが確認されていることから、学校選択制による受入を再開する基準について定める必要がある。再開基準の設定にあたっては、下記の要素を勘案して、再開する時期を明らかにすることが望ましい。

【再開する基準を策定するにあたり勘案する要素（当該学校の状況）】

- ・ 保有する普通教室数に対する学級数の割合
- ・ 運動場など学校施設の狭隘の状況
- ・ 分離新設、増築など、施設面(ハード面)での対応の予定
- ・ 学校活性化条例第16条に定める適正規模 など

【基準の設定例】

- ア)「教室不足（普通教室）となる見込み」が解消されるまで。
- イ) 運動場狭隘の状況（国の設置基準の半分以下の狭隘状況）が解消されるまで。
- ウ) 学校活性化条例に定める適正規模になるまで（過大規模校や大規模校の場合）。
- エ) 分離新設、増築が完了するまで。 等

- 上記基準のうち、特にア、イについては学校運営上の観点から、学校長との意見交換に基づいて設定することが必要と考えられる。
- 上記の基準を組み合わせて条件設定することも考えらえる。
（例：アまたはイのいずれかの条件を満たした場合 等）

e. 教育委員会会議での議決

学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の方法及び要件については、就学規則第4条に基づき、あらかじめ区担当教育次長が作成した「学校選択制の方針(一部修正)案」をもとに、教育委員会の会議の議決により決定することになる。教育委員会会議の議決は最も短くて1カ月程度時間を要する。

- ①会議開催は毎月1～2回程度
- ②エントリー 会議開催日の3週間前の水曜日までに提出
- ③資料提出 会議開催日の2週間前までに提出
- ④事前説明 各教育委員への事前説明は1週間前頃
- ⑤会議出席 教育委員会会議当日は区担当教育次長が出席し、説明を行う

f. 市民周知

受入抑制を実施する際には、対象者である児童生徒とその保護者に、受入抑制の開始時期や期間、実施する理由などの情報が必ず行き渡るよう以下の内容を参考に広く広報すること。特に抑制導入の初年度には、丁寧な周知が必要である。

受入抑制2年目、3年目は区の状況を踏まえて、必要な場合は、学校案内以外の周知方法も選択する。

- ①抑制導入の初年度には、抑制対象年度に入学予定の児童生徒とその保護者の家庭に個別の通知を行う。
- ②ホームページ、区広報紙、SNS、庁前掲示など各種媒体で周知をする。
- ③学校案内には、受入抑制している学校が存在することが分かるように記載する。
- ④受入抑制を実施している学校の学校案内における学校紹介は、選択可能と誤解を招かないように、児童生徒とその保護者に通知する(学校案内には掲載せず、通学区域の家庭にのみ通知することも可能)。
- ⑤在学生の家庭には、学校等を通じて、在校生の教育環境の確保のため受入抑制を行うことや、既に兄や姉が選択制により入学しているきょうだいを、受入するのかなどをお知らせする。

g. 学校状況の確認(毎年10月頃)

6月に送付する、「受入可能人数試算表」により児童生徒数や学級数、教室数の確認を行う。また、施設整備課が作成している児童生徒推計を基に将来の学校状況を把握するこ

と。その他、必要に応じて学校長などから学校状況の聞き取り調査を行う。また、受入抑制の解除、再開を検討する(受入抑制の期間が明記されていて、変更がない場合は終了について教育委員会会議の議決は不要であるが、再開する旨の報告は行うものとする)。

(3) 受入抑制の実施にあたっての注意点

- ・「学校選択制における検証報告書」において学校選択制自体は引き続き実施するものと判断されていることから、受入抑制の実施を行った場合であっても、学校選択制自体を実施しないとの判断ではないことから、受入抑制案を上程する場合には、必ず、再開する場合の基準や考え方等を示すこと。
- ・計画作成は基準日時点における児童生徒の推計・予測をもとに中長期的視点にたって検討するものであるため、計画作成時点と受入抑制実施時点で状況が変化することも想定される。受入抑制方針は、あくまで計画作成時点の推計・予測を前提とするものであることから、方針を策定し教育委員会会議の議決を経た後に、計画作成時点の想定を上回る状況変化が見られるような場合には、必要に応じて、その状況変化を踏まえた方針案を改めて策定し、手続きを経て方針変更していくことが必要。
- ・受入抑制を行う学校について、就学規則第8条第3項に基づく優先取扱い(通学距離、兄弟の在学、進学中学校)が導入されている場合、当該優先取扱いの内容との整合性を図るよう制度設計することが必要。

※その他留意事項

- ・今回、WGにおいて検討した受入抑制は、児童生徒の収容に課題を抱える学校について学校選択制に基づく校区外からの児童生徒の受入を抑制する基準や考え方について検討したものであり、学校活性化条例においても、「児童生徒とその保護者が意見を述べることができる」旨規定されていることから、小規模化している学校の通学区域の児童生徒について、学校選択する権利を制限するものではないこと。
- ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、中学校の学級編制の標準を40人から引き下げることを内容とする法律改正があった場合には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において予定されている対応(分離新設、通学区域の見直し、施設の増築)を検討することと並行して、受入抑制の手続きに入ることも可能であること。

在校生の教育環境保障のための学校選択制による受入抑制検討フローチャート

